虐待が疑われる場合の対応フロー図

利用者虐待の疑い行為を発見した者
※発見者が直接窓口へ通報

通報　　相談

さいたま市虐待通報窓口

さいたま市中央区支援課　048－840－6062

管理者並びにサビ管への報告
管理者かサビ管が対象者の場合代表者へ報告

家族への報告

行政が行う調査に協力

虐待を行った疑いがある職員への対応
関係者への事実確認
虐待防止委員会の招集、開催

行政による調査結果

虐待と判断された場合

家族への報告、説明

- 虐待が行われた要因の分析、再発防止策の検討
- Pコンとしての対応策をまとめる
- 再発防止策の徹底（研修等）
- 虐待した職員や管理者、サビ管の責任を明らかにし施設として責任の所在に応じた処分を行う
- 処分を受けた者には虐待防止の研修受講を義務付け再発防止対応を徹底していく

虐待でないと判断された場合

家族への報告、説明

- 虐待防止委員会の定期的な開催
- 虐待防止研修の定期的な開催
- 虐待と疑われる行為があったことを反省し日頃から継続して虐待防止に取り組む